

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

大月町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

高知県幡多郡大月町

3 地域再生計画の区域

高知県幡多郡大月町の全域

4 地域再生計画の目標

本町は、高知県の西南端で、土佐清水市と宿毛市の上に位置している。南に太平洋を望み、黒潮洗うダイナミックな海岸線、西は比較的静穏な豊後水道に面した総面積 102.94 km²の町で、約7割を山林が占めている。

温暖な気候風土に恵まれ、最近では磯釣りやダイビングが楽しめる柏島をはじめ足摺宇和海国立公園の自然美や海中景観など観光面において全国から注目されており、多くの観光客が訪れている。

国勢調査によると、本町の人口は減少傾向で推移しており、1980年の8,865人から2015年には42.5%減少し、5,095人となっている。住民基本台帳では、2020年8月末現在4,831人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所が2013年3月に公表した推計によると、本町の人口はさらに減少傾向が続き、2040年には2,737人まで減少するとされており、2015年から46.3%の減少となっている。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は、1980年から減少傾向で推移しており、1990年に老年人口を下回ってからも、減少を続け、2015年は446人となっている。生産年齢人口は、一貫して減少傾向で推移しており、2015年は2,409人となっている。一方、老年人口は、生産年齢人口が順次老年期に入り、また平均寿命が延びたことから、増加傾向で推移していたが、2015年をピークに以降は減少傾向に転じると推計されており、2015年は2,240人となっている。

出生・死亡数の推移をみると、出生数は2005年度が42人と近年では最も高い出生数であったが、以降は30人前後で推移し、2014年度は2005年度から52.4%減少し20人となり、2019年度は17人となっている。死亡数は100人前後で推移しており、2008年度で93人と最も低い死亡数となっており、2010年度で最も高い132人となり、2019年度は116人となっている。自然動態は一貫して「自然減」であり、2010年度で108人と、近年では最大の「自然減」となり、2019年度は99人の「自然減」となっている。合計特殊出生率の推移をみると、1983～1987年の2.05をピークに2003～2007年は1.38まで減少したが、2008～2012年は1.48とやや持ち直している。高知県の数値と比較するとやや高くなっている。2013～2017年は1.49となっている。

転入・転出の動きをみると、2005年度から2011年度までは転出数が転入数を大幅に上回り、60人程度の「社会減」で推移していたが、2014年度は若干差が縮まり、転入数138人に対し転出数149人で11人の「社会減」となっている。2019年度は転入数128人に対し転出数162人で34人の「社会減」となっている。また、2010～2015年の間での年齢階級別の人口移動をみると、「10～14歳→15～19歳」において転出が転入を100名上回る転出超過、また「15～19歳→20～24歳」においても転出が転入を74名上回る転出超過など、転入超過もみられるその他の年齢階級に比べ、進学や就職等の理由による町外への転出超過が、この年齢階級において顕著な状況となっている。

人口の減少は出生数の減少（自然減）や、本町の基幹産業である農業、水産業の衰退による雇用の機会の減少、また町内に高校がなく若者が進学や就職で一度は町外に出て行かざるを得ない地理的ハンデなどが主な原因と考えられる。このような状況が続くと、本町の基幹産業である一次産業に従事する担い手の不足や、税収の減少に伴う地域経済の縮小、また若年層が減少することによる出生率の低下など様々な課題が生じる。

この状況を改善するため、次の事項を本計画期間における基本目標に掲げ、本町の将来を担う、地域を担う人材を育てるため、豊かな心の醸成や子育て支援のより一層の充実に取り組み、持続可能なまちづくりを目指します。

- ・基本目標1 大月町における安定した雇用を創出する
- ・基本目標2 大月町への新しい人の流れをつくる

- ・基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標4 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	新規就業者数 (雇用就業を含む。)	4人	15人	基本目標1
イ	人口の社会増減	△35人	0人	基本目標2
ウ	合計特殊出生率	1.48	1.92	基本目標3
エ	「地域の拠点」の開設	1件	3件	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

大月町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 大月町における安定した雇用を創出する事業

イ 大月町への新しい人の流れをつくる事業

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

エ 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業

② 事業の内容

ア 大月町における安定した雇用を創出する事業

アー1 第1次産業の振興と地産外商の強化を図る事業

- ・農業の分野では、生産条件が不利な本町の農業を守る「複合経営拠点機能」の組織化・法人化を推進する。あわせて、新たな担い手の確保や中山間に適した農産物の生産の推進による農業経営の収益向上につなげる。
- ・林業の分野では、本町の豊かな森林資源の保全と持続的活用を推進する。森林資源を活用した備長炭生産の取り組みとあわせ、森林整備の中核的な担い手である森林組合の活動を支援し、林業就業者の確保と保全活動とをリンクした産業育成を推進する。
- ・水産業の分野では、生産量の確保と魚価の向上による漁業所得の向上を目指して、すくも湾中央市場を拠点とした水揚げの促進や、計画的な生産が可能な養殖業の振興、都市圏での「外商」強化に取り組むことで、宿毛湾水産ブランドの確立による商流の拡大を図る。
また、新規漁業就業や漁船の導入等を支援することで、新たな担い手の確保・育成を推進する。あわせて、漁業生産量を維持・確保するため、漁業環境の保全や漁業用機器の導入等を支援することで地域水産業の振興につなげる。
- ・小規模事業者が多く、商品力や営業力が相対的に弱いという本町産業の構造的な弱点を克服するため、地域活性化の拠点となる「ふるさと振興公社」において、町内事業者のものづくりとあわせて外商活動を強力に後押しし、伸びてきた外商の成果をさらに拡大させていく。
- ・地域における雇用の創出と所得の向上を図るため、民間事業者による地域の資源を活用した新たな産業づくりを進める。また、これら地域資源を活用した取り組みを推進するため、新たな事業展開に挑戦する事業者等を後押しする。

アー2 観光振興による交流人口の増加、人材の確保と新たな産業の創出事業

- ・観光振興では、幡多広域観光協議会を中心に幡多地域の各市町村と連携し、地域資源を活かした観光メニューの造成や誘客促進の仕組みづ

くりを強化し、地域が一体となった戦略的な観光地づくりを進める。
また、観光による経済波及効果が町全体に及ぶよう、地域特性を活かしたイベントの活用や体験型観光の取り組みにより本町の認知度を高め、交流人口の増とあわせて、町内製品の販売拡大や移住の増加につなげる。

- ・地域活力の向上に加え民間事業者の経営基盤強化、さらに地産外商で成果を上げた事業者がさらなる拡大再生産を図っていく上で、事業の中核となる人材を確保することが重要であることから、積極的に外部人材の確保に取り組むため、移住促進における人財誘致の取り組みを推進する。また、様々な社会教育活動を通じて、多様な学びの機会の充実を図りながら、果敢に挑戦しようとする志と地域づくりのための知識や技術を持った人材を育成する。

【具体的な事業】

- ・集落営農支援事業
- ・漁業就業者支援事業
- ・地産外商推進事業 等

イ 大月町への新しい人の流れをつくる事業

- ・大月町を移住先に選んでもらえるよう、大月町を知らない方々が大月を知り、好きになってもらうという段階から、さらに大月への移住に関心を持ち、移住に向けて主体的に行動しはじめ、そして最終的に移住、定住するという段階まで、それぞれのステージに必要な施策を展開する。
- ・これまでの移住促進施策を継続して取り組むと同時に、将来的な移住にもつながるよう、都市部とのつながりを築き、大月町への新しい人の流れをつくるため、特定の地域に継続的に多様な形でかかわる関係人口の創出・拡大に取り組む。
- ・町内の出身者が、一度都市部に出て広い世間を見聞したのち、生活の場・子育ての場として大月町を選ぶことができるよう、帰りたくなる町、帰ってみようと思う町となる取り組みを推進する。

- ・地域が求める役割を担う豊かな経験や能力を有した「人財」の移入を推進する。また、移住促進の取り組みと連動させて、第1次産業の担い手確保や地方でのビジネス創生につなげていく取り組みを進める。
- ・本町で活動している財団やNPO法人等の学術団体を基軸として産学官民連携による様々なイノベーションの創出に向け、各団体との連携、地域資源の活用を推進する。

【具体的な事業】

- ・関係人口創出事業
- ・移住対策促進事業
- ・地域の拠点づくり事業 等

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

- ・独身の若者を取り巻く環境や子育て環境が多様化する中、結婚、妊娠、出産、子育て、仕事と育児の両立等に対する様々なニーズに対応するため、「安心して子どもを産み、育てられる支援体制の充実」、「すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境の整備」、「子どもたちの生きる力と豊かな心の育成」、「子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりの推進」の4つの基本目標を掲げた「第2期大月町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない対策を進め、安心して結婚・子育てできる環境づくりに向けて取り組む。
- ・地域の元気の源である女性の活躍の場の拡大に向け、生きがいづくりやキャリアアップ支援、子育てしやすい職場環境づくりなど、女性が多様なライフステージを通して活躍し続けられる環境づくりに向けて取り組む。

【具体的な事業】

- ・地域子ども・子育て支援事業
- ・放課後子ども総合プラン推進事業 等

エ 時代にあった地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域

を連携する事業

- ・地域の拠点として「集落活動センター（地域の支え合いや活性化の拠点）」の開設と「あったかふれあいセンター（小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点）」の機能強化を図る。
- ・地域の資源や特性を活かした地域コミュニティの醸成や地域活性化の新たな拠点づくりを進め、地域と地域が連携する取り組みにつなげる。
- ・人口減少や高齢化が著しい地域において、将来にわたって地域住民が安心して暮らし続けることができるよう、生活サービス機能の集約・確保とあわせ、地域内の交通ネットワーク機能を確保し、利便性の高い地域づくりに取り組む。
- ・健康で安全安心な暮らしを守るため、今まで個人が取り組んできた健康づくり活動を、自助・共助・公助の理念に基づき、地域ぐるみで取り組むことにより、さらなる健康レベルの向上を図る。一人ひとりが健康の大切さを認識し自ら健康づくりに取り組めるよう、健康行動を支援する環境づくりを推進する。また、障害になっても、がんになってもどんな病気になっても、地域でいきいきと暮らせる社会を目指す。

【具体的な事業】

- ・集落活動センター推進事業
 - ・地域活性化グループ活動支援事業
 - ・地域公共交通再編事業
- 等

※ なお、詳細は第2期大月町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

50,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度11月に外部有識者で組織する「大月町まち・ひと・しごと創生推進会議」で効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後、速やかに大月町公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで